

令和5年度

県立大宮東高等学校

いじめの防止基本方針

## 内容

### はじめに

第 1 いじめの未然防止のための取組

第 2 いじめ早期発見への取組

第 3 いじめの早期解決への取組

第 4 いじめ問題に向けての校内組織

第 5 いじめ防止対策推進法第 28 条における「重大事態」の対応について

第 6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

第 7 年間行事予定

はじめに

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりを目指し、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するため、この基本方針を策定するものである。

### 第1 いじめの未然防止のための取組

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、企画委員会、生徒指導部及び各学年で以下の取組を計画的に実施し、併せて評価・改善を行っていく。

- (1) 企画委員会では、各学年主任等から生徒の状況を報告することによって情報共有を図るとともに、様々な観点から個々の状況に応じた適切な指導について意見交換を行う。
- (2) 生徒指導部では、全校集会や学年集会又はホームルーム活動などにおいて、いじめ防止に関する指導を行う。
- (3) 各学年では、各担任及び副担任等から生徒の状況を報告することによって情報共有を図るとともに、個々の状況に応じた適切な指導について意見交換を行う。

### 第2 いじめの早期発見への取組

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) いじめの兆候を見逃さないため、普段から生徒に声をかけ、必要と思われる場合は、生徒指導主任や学年主任などに相談する。
- (2) いじめの早期発見に向け、校内体制を常に見直す。
- (3) 校内指導体制、早期発見に向けた体制及び家庭・地域との連携の在り方について、常に改善に努める。

### 第3 いじめの早期解決への取組

ア 全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 生徒指導部は、いじめ防止研修会の開催を年間計画に位置づけるなどして、全職員の資質向上に努める。
- (2) 年3回程度、全職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通した指導ができるように情報共有を図る。
- (3) 各担任や学年主任のほか、養護教諭にも気軽に相談できるようにするなど、生徒・保護者がいじめに係わる相談がしやすい校内相談体制を確立する。

イ 本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、すみやかに事実の有無の確認を行うとともに、必要な措置を講じる。

#### 第4 いじめ問題に向けての校内組織

本校においては、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、いじめ防止委員会を設置する。

##### 【構成員】

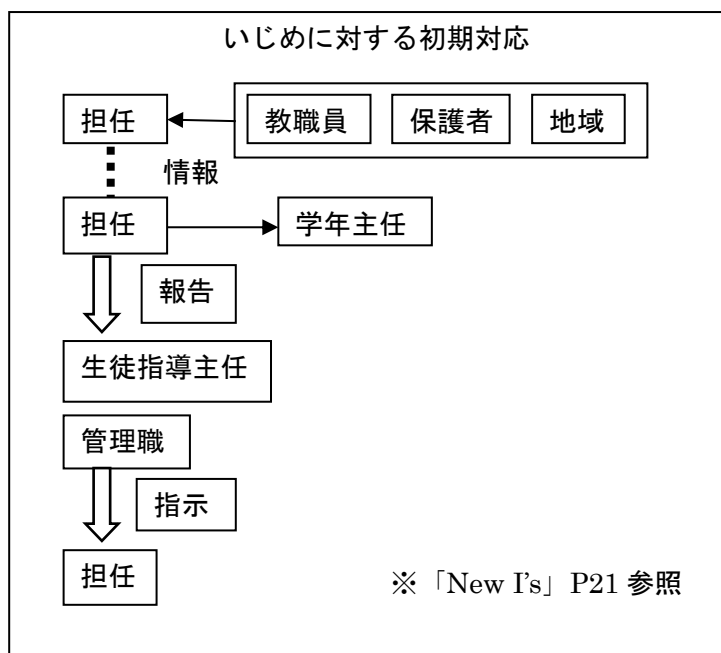
この委員会の構成員は、管理職、教務主任、生徒指導主任、進路指導主事、学年主任、保健主事及び体育科学科長とし、個々の状況に応じて担任又は部活動の顧問が参加する。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

##### 【活動内容】

- ・ いじめ防止に関すること。
- ・ いじめの早期発見に関すること。
- ・ いじめが発生した場合の早期解決に関すること。
- ・ 重大事態が発生した場合の対応に関すること。
- ・ 家庭や地域、関係機関との密接な連携に関すること。

##### 【開催】

年3回開催することを原則とするが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。



## 第5 法第28条における「重大事態」の対応について

### 法第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

### 【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

「重大事態」を全職員が理解し、「第4 いじめ問題に向けての校内組織」における組織において調査を実施する。調査結果については、法28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。

なお、調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。

- ・ 生徒指導部では、再発防止のため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座実施する。

- ・ 各学年では、被害生徒を守るため、本人の希望を踏まえて別室における学習が行えるよう配慮する。また、担任、学年主任又は養護教諭などによるカウンセリング的対応にあたる。必要に応じて県教育委員会にカウンセラーの派遣を要請する。
- ・ 各教科では、補講計画を立案するなど学習面のサポートを実施する。

#### 第6 インターネットを通じて行われるいじめに関する対策

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) ホームルームの時間や総合的な学習の時間を活用して、ネット問題について年1回以上、生徒向け講演会を実施する。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、講演会の開催を保護者に通知し、参加を呼びかける。
- (3) トラブルが発生した場合は、その内容を十分に調査し、再発防止のための適切な指導を行う。

#### 第7 年間行事予定

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 分掌等における新年度いじめ防止基本方針における取組策定</li> <li>・ いじめ防止委員会・企画委員会：「平成29年度学校基本方針」策定</li> <li>・ 「ネットトラブル防止講演会」実施（警察等に依頼）</li> <li>・ SNS についてのアンケート実施</li> </ul>		
5 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校評議員会において基本方針の協議（学校評価委員会）</li> </ul>		
6 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業改善に関わる研究授業</li> </ul>		
7 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」1 学期評価・改善検討</li> <li>・ 全教職員による情報交換会</li> </ul>		
9 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他人とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育委員会）</li> </ul>		
10 月			
11 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生徒会によるいじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組）</li> </ul>		
12 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」2 学期評価・改善検討</li> <li>・ 社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育委員会）</li> <li>・ 全教職員による情報交換会</li> <li>生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査（教務部）</li> </ul>		
1 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他人とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（人権教育委員会）</li> </ul>		
2 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校評議員会において基本方針の協議（学校評価委員会）</li> <li>・ 「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表</li> </ul>		
3 月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会）</li> <li>・ 今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会）</li> <li>・ 全教職員による情報交換会</li> </ul>		